

市第58号議案

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 削除

第 4 条第 1 項第 10 号中「第 2 号及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第 6 条第 1 号イ中「認定特定非営利活動法人」を「法第 44 条第 1 項の認定を受けた特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人」という。）」に改める。

第 9 条第 3 項中「第 2 号及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第17条第1項中「（第2号（第4条第1項第2号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

指定特定非営利活動法人として指定するための基準から認定特定非営利活動法人でないこととの基準を廃止する等のため、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（指定のために必要な手続を行う基準等）

第 4 条 市長は、前条第 1 項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。

（第 1 号省略）

- (2) 削除
法第 44 条第 1 項の認定を受けた特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人」という。）でないこと。

（第 3 号から第 9 号まで省略）

- (10) 実績判定期間（指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2 年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）において、第 1 号から第 8 号までに掲げる基準（第 2 号及び第 3 号イに掲げる基準（前条第 2 項第 1 号に掲げる書類として第 3 号イに掲げる基準に適合する旨を説明する書類が提出された場合にあっては、第 2 号及び第 3 号に掲げる基準）及び並びに当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第 6 号に掲げる基準を除く。）に適合していること。

（第 2 項及び第 3 項省略）

(欠格事由)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。

(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

(ア省略)

イ 法第 44 条第 1 項の認定を受けた特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人」という。）が法第 67 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により法第 44 条第 1 項の認定を取り消された場合又は法第 58 条第 1 項の特例認定を受けた特定非営利活動法人（以下「特例認定特定非営利活動法人」という。）が法第 67 条第 3 項において準用する同条第 1 項若しくは第 2 項の規定により法第 58 条第 1 項の特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しないもの

(ウからオまで及び第 2 号から第 8 号まで省略)

(指定の更新の申出)

第 9 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 第 4 条 (第 1 項第 4 号イ及び第 9 号に係る部分を除く。) から第 7 条までの規定は、第 1 項の指定の更新の申出について準用する。この場合において、第 4 条第 1 項第 10 号中「から第 8 号までに掲げる基準 (第 2 号及び第 3 号イに掲げる基準 (前条第 2 項第 1 号に掲げる書類として第 3 号イに掲げる基準に適合する旨を説

明する書類が提出された場合にあっては、~~第 2 号及び~~第 3 号に掲げる基準) ~~及び~~
~~並びに~~当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第 6 号に掲げる基準を除く。)』とあるのは、「及び第 3 号に掲げる基準」と読み替えるものとする。

(勧告、命令等)

第 17 条 市長は、指定特定非営利活動法人について、第 19 条第 2 項各号 ~~(第 2 号 (第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。)) を除く。)~~ のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

